

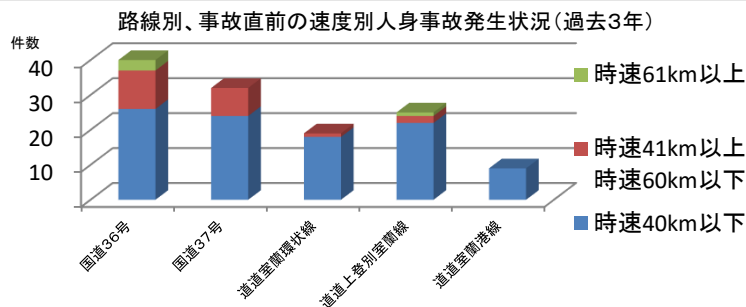
速度取締指針

室蘭警察署の速度取締りの重点（5月～10月）

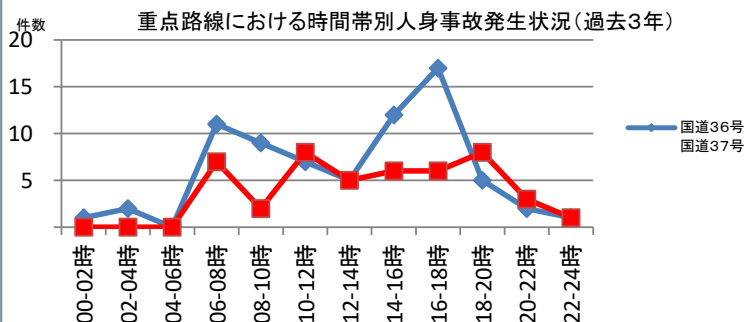
重点路線	時間帯	地域	規制速度
国道36号 国道37号	5:00～12:00 14:00～20:00	郊外	法定【60km/h】
道道室蘭環状線 道道上登別室蘭線	5:00～14:00 14:00～20:00	郊外	指定【50km/h】

重点以外の路線や時間帯であっても、必要に応じて取締りを実施します。

室蘭警察署管内の交通事故実態等



特に国道36号、37号については、他の路線に比べて時速41km以上の速度で走行中に、事故が多く発生している傾向にあります。



各路線とも、主に午前6時から午後10時までの活動時間帯に人身事故が増加している傾向にありますが、早朝時間帯にも死亡事故が発生しています。

道路交通環境

- ◆ 国道は、片側2車線が多く、道幅が広いことから実勢速度が速い傾向にあります。通勤時間帯は乗用車が多く、また昼間は、工業地域のため大型車両が多く、乗用車と混在して走行しています。
- ◆ 道道は、住宅街を通る市道から流入する乗用車が多く、交通量は、昼間に多く夜間は閑散としています。

～令和7年11月から令和8年4月までの間の交通事故発生状況～

- ◆ 室蘭市内の国道36号において、交通死亡事故が発生しています。
- ◆ 人身事故は、82件発生し、昨年同時期より5件減少しています。

その他の交通指導取締りの要点

人身事故に繋がる交差点違反、飲酒運転、座席ベルト装着義務違反等の取締りを強化しています。

令和7年11月から令和8年4月までの速度取締りの重点と取組状況

- ◆ 期間中、重点路線における速度取締りは、30回実施しています。
- ◆ 近年、人身事故の発生件数は横ばい傾向にあり、引き続き、特に死亡事故、重傷事故の発生傾向の高い重点路線を中心とした速度違反取締りを実施します。